

# 高齢者等家賃債務保証利用支援事業 家賃債務保証料助成のご案内

(予算の範囲での助成となりますので、年度途中で受付を終了する場合があります)

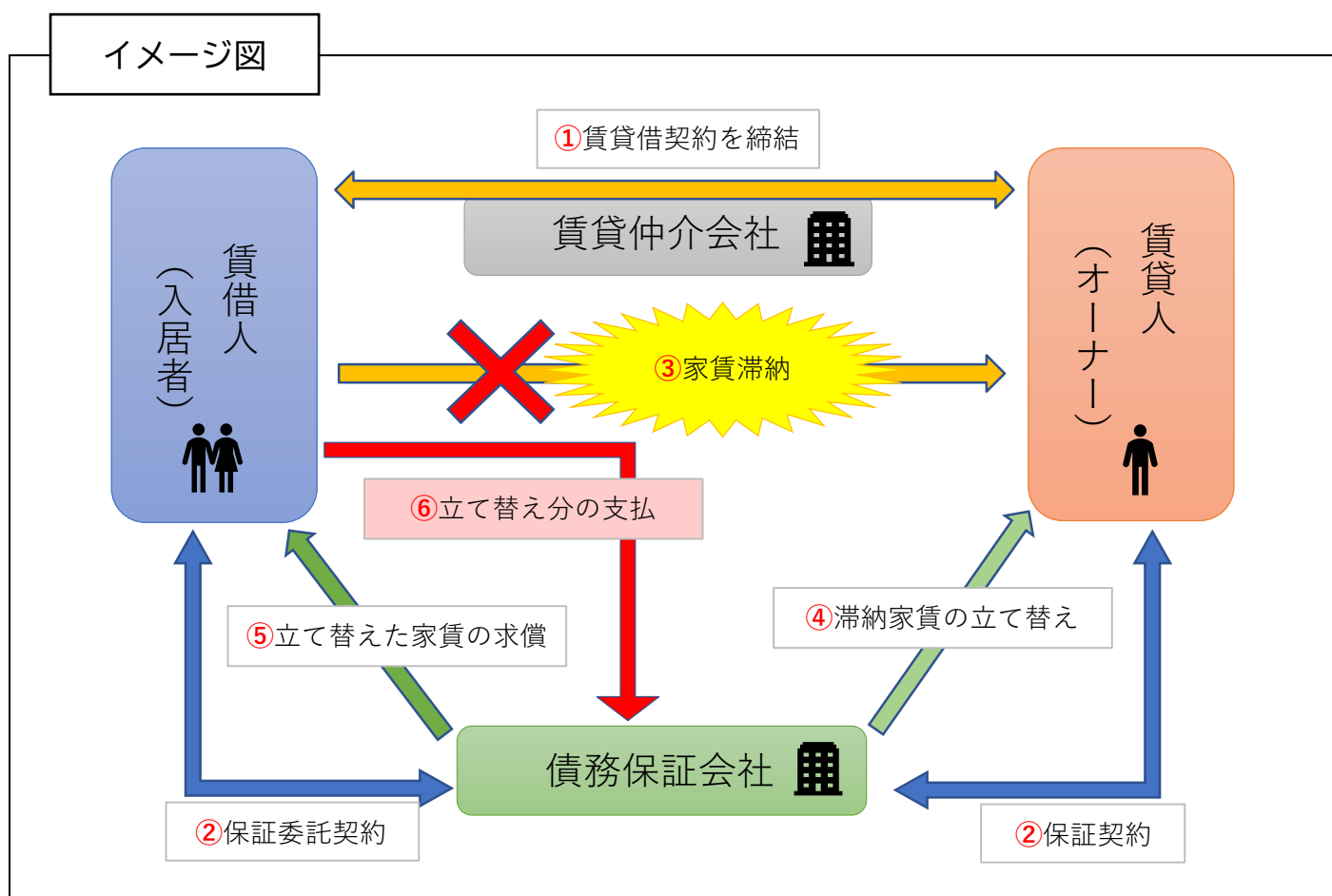
この制度は、区内の民間賃貸住宅へ転居する場合に保証人が立てられない高齢者等に対し、家賃債務保証契約にかかる保証料の一部を助成する制度です。

※助成対象者は、「申込み資格」をご覧ください。

## ●家賃債務保証とは

◇保証会社が賃貸住宅の借主の委託を受けて、家賃等の支払いに関する債務を保証し、連帯保証人に近い役割を担うものです。

◇万が一、借主が家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替えますが、契約者(借主)の支払いが免除されるわけではありません。後日、必要な弁済を行う必要があります。



※入居者と債務保証会社との契約は、賃貸仲介会社が仲介して行います。

## ●申込み資格

次の（１）～（７）のすべてに該当することが必要です

（１）次の①～③のいずれかに該当する世帯であること

①高齢者世帯 60歳以上の者のみで構成される世帯

②障害者世帯 次のいずれかに該当する方を含む世帯

・身体障害者手帳1級から4級の方

・愛の手帳3度以上の方

・精神障害者保健福祉手帳を所有する方

③ひとり親世帯 児童<sup>※1</sup>と同居し、扶養する父又は母のみで構成される世帯

（２）区内に1年以上居住（住民登録）していること

（３）住宅に困窮し、区内の民間賃貸住宅<sup>※2</sup>へ転居すること

（４）緊急連絡先があること

（５）生活保護を受給していないこと

（６）世帯の月額所得の合計額が、25万9千円以下であること

（７）世帯全員が住民税（特別区民税・都民税）を滞納していないこと

（８）世帯全員が暴力団員ではないこと。

※1 児童・・・18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者

※2 民間賃貸住宅・・・自らが居住のために、所有者との間で賃貸借契約を締結している住宅をいいますが、下記の（ア）（イ）を除くものをいいます。

（ア）公営、公社、UR都市機構等の公的賃貸住宅

（イ）社宅、従業員寮等の住宅

## ●助成対象となる家賃債務保証会社

以下の保証会社のみが助成の対象となりますのでご注意ください。

◇千代田区が協定を結んでいる保証会社

・（一社）全国保証機構の加盟企業

◇国土交通省の家賃債務保証業者登録制度に登録している家賃債務保証会社

保証会社の一覧は、区ホームページ等でご確認ください。

千代田区 家賃債務保証

で

検索

※契約にあたっては、賃貸借契約書・保証委託契約書をよくご確認のうえ、ご契約ください。



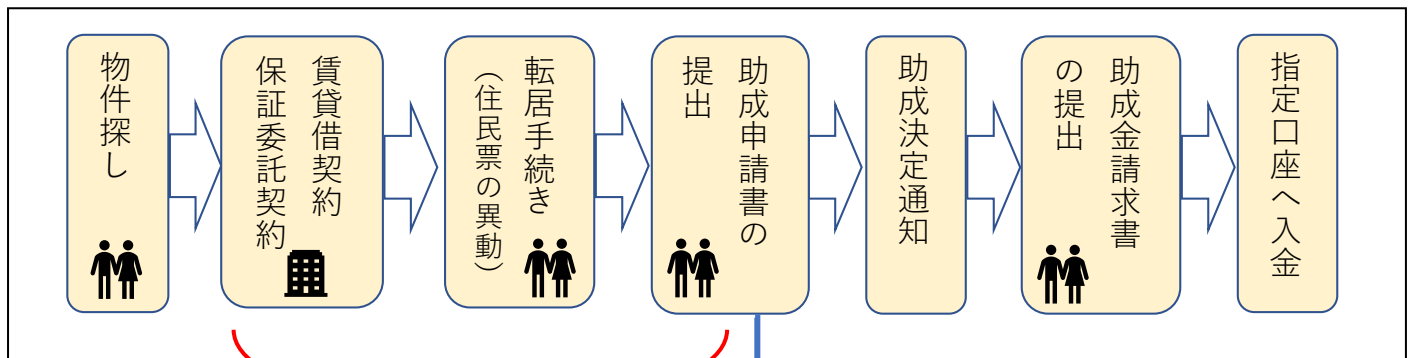
※この制度は、千代田区が家賃債務保証業者を斡旋・紹介するものではありません。

## ●助成金額

### 保証料の実費（上限5万円）

※助成は初回保証料のみです。（更新時の保証料は対象外）

## ●手続きのながれ



申請できるのは、保証料を支払った日から**90日以内**です！

<申請時>

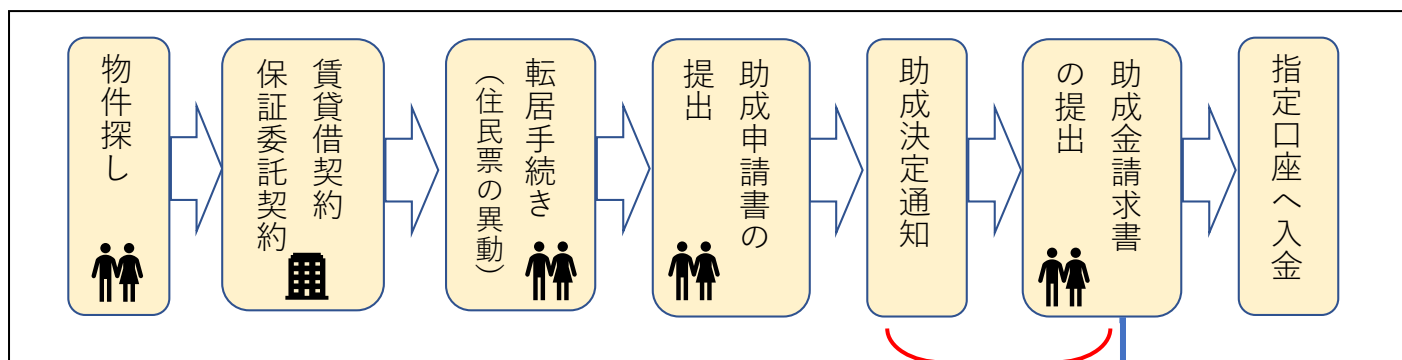
家賃債務保証助成請求書

◇保証委託契約に伴い初回保証料を支払った日から  
90日以内に手続きが必要です。

## ●必要書類

- (1) 家賃債務保証料助成申請書（区様式）
  - (2) 転居後の民間賃貸住宅の賃貸借契約書（写）
  - (3) 家賃債務保証委託契約の契約書（写）
  - (4) 家賃債務保証の領収書（写）
  - (5) 世帯全員の住民票の写し（続柄あり）
  - (6) 世帯全員の住民税所得課税（非課税）証明書（最新年度）
  - (7) 世帯全員の住民税納証明書又は非課税証明書（前年度）
- ※納税証明書は納期限が全て過ぎて直近の年度が必要です。

## ●必要書類（つづき）



請求できるのは、交付決定通知された日から **90日以内**です！

<請求時>

助成金請求書

◇家賃債務保証助成決定通知書の通知があった日から  
90日以内に手続きが必要です。

## ●注意点

- ・この制度は、千代田区が不動産物件や家賃債務保証会社を斡旋・紹介するものではありません。賃貸借契約書・保証委託契約書をよくお読みのうえ、ご契約ください。
- ・申請にあたっては、家賃債務保証会社との保証委託契約に伴い初回保証料を支払った日から90日以内に手続きが必要です。また、助成金の請求についても、家賃債務保証助成決定通知のあった日から90日以内に手続きが必要です。  
(いずれも90日を経過すると申請等ができません。)
- ・引越しの予定がある場合には、事前に本制度に該当するかご相談いただきますと安心です。

### 【問合わせ先】

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係

☎ 03-5211-3607 (直)

✉ [juutaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:juutaku@city.chiyoda.lg.jp)